弁護士会の
多摩地区法律相談センターニュース

東京三弁護士会多摩支部 検索

No.35
2016/9

本年7月より

町田法律相談センターの開設

町田市森野へ

本年７月から、東京弁護士会・第一東京弁護士会・第二東京弁護士会の共同運営による法律相談センターを町田市森野へ開設いたしました。

町田法律相談センターは、町田駅付近の利便性の高い場所に開設され、夜間と土曜日相談の実施、法テラス指定相談場所としての指定を受けるなど、市民の皆様が相談しやすい環境を整えております。是非、ご利用ください。

また、これからは八王子と立川の法律相談センターと共に、多摩地域の法律相談を充実したものにしたいと考えておりますので、ご意見ご要望がありましたら、東京三弁護士会多摩支部までお寄せいただければ幸いです。

平成28年度東京三弁護士会多摩地区法律相談センター
運営委員会委員長　古　川　健太郎

町田法律相談センターのご案内は、最終頁へ

発行所　東京三弁護士会多摩地区法律相談センター
〒190-0014 東京都立川市緑町7-1 アーバス立川高松駅前ビル2階
Tel（042）548-3800　Fax（042）548-3808
東京三弁護士会多摩支部ホームページ http://www.tama-b.com/

「生活保護相談」お気軽にご利用ください！

弁護士
奥　田　真　帆

東京三弁護士会多摩支部では、平成26年1月から、「生活保護相談」をおこなっています。平成28年6月末までに受けつけた相談の数は、全部で195件になりました。生活保護にかかわることであれば、同じ問題について3回まで無料で相談を受けられます。生活保護を受けたいけれど役所にいってもうまくいかないときや、生活保護を受けている途中に困ったことがあったときは、一度弁護士に相談してみませんか。お気軽にお電話ください。

●生活保護は、国民の大切な権利です

すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を持っています（日本国憲法25条）。生活保護は、憲法25条で決まっているこの権利（「生存権」）を実現するための制度です。「健康で文化的な最低限度の生活」を皆がおくれるように、法律で基準を決めて（「保護基準」とよばれています）、その基準より下の生活をしている人は誰でも生活保護を受けることができるようになっています。

憲法ではいくつもの権利が、決してとりあげてはいけないものとして決められていますが、そもそも生きていけなければ他の色々な権利も意味がないですから、生存権は一番基本的な権利です。

●生活保護を受けるのははずかしいこと？

最近、マスコミによって、生活保護を受けることがあたかも悪いことであるかのようなかたよった報道がされることがあります。インターネット上でも、生活保護を受けるのは「甘えている」などとバッシングされることがあります。

しかし、病気で働けなくて生活に困ったり、退職して年金だけでは食べていけなくなったり、働いていても給料が安くて暮らしていけないということは、誰にでも起こりうることです。がんばってもどうにもならないことが、この世の中にはあるのです。誰もがいつそうなるか分からないので、いざというときは誰でも利用できるのが生活保護の制度です。生活保護を受給している人は全国で216万人以上おり（平成28年3月時点）、保護を受けることは特別なことでも、はずかしいことでもありません。

なお、しばしばとりあげられる「不正受給」の問題も、強調されすぎて報道されている感が否めません。十分な収入があるのにそれを隠して生活保護を受給するのは確かに悪いことですが、あくまでごくごく一部の人がやっていることにすぎません。本当に困っていて生活保護を受けるのはそれとは全く別の話ですから、遠慮なく生活保護を利用しましょう。

●生活保護を受けるのに困ったら、生活保護相談！

生活保護を受けるのは国民の大切な権利なので、生活に困ったら、おすまいの自治体の窓口（福祉事務所）に行って生活保護の申請をしましょう。当日記帳した預金通帳・働いている人は最近3か月分の給与明細・源泉徴収票・年金手帳など、収入や財産がほとんどないことを示すための資料と、免許証などの身分証と認め印を持っていくのがよいですが、資料が全部そろわないと申請できないわけではなく、あとで言われたものを追加で提出すればよいです。

生活保護の窓口では、残念なことに、なるべく生活保護を申請させないようにすることがときどきあります（「水際作戦」とよばれています）。せっかく申請に行ったのに、対応した窓口の職員の説明が足りなかったり、まちがっていたりしたために、申請させてもらえずに「相談」だけで帰ってきてしまったという話はよく聞きます。

たとえば、申請に来た人に「働けばどうにかなるでしょう」とか、「親族に援助してもらえないか確かめてから来なさい」といって申請をさせないのは違法です。「借金を整理してからでないと受け付けません」「車があると生活保護を受けられません」「不動産を持っているから生活保護は受けられません」という説明もまちがっています。

生活保護の申請をしようとして窓口に行ったのに、よく分からないまま申請させてもらえずに帰ってきてしまったというあなたは、もしかすると違法な水際作戦にあっているかもしれません。そんな時は、一度生活保護相談で弁護士にご相談ください。場合によっては、相談を受けた弁護士が申請に同行することで、うまくいくかもしれません。

●生活保護を受けている途中に困ったときも、生活保護相談！

最近では、生活保護を受けている途中のトラブルについてのご相談が増えてきています。たとえば、「担当のケースワーカーに無理な指導をされて困っている」、「資産があったとして返還を求められているが納得できない」「不正受給をしたと言われて保護を打ち切られた」といったご相談です。

このような受給中の問題・保護の停止や廃止の問題も、弁護士が行政と交渉したり、必要ならば不服申立の手続をとったりすることによって解決することがあります。ぜひ生活保護相談にお電話ください。

●「生活保護相談」のながれ

① 「０４２－６４２－５０００」（八王子法律相談センター）にお電話ください。
　平日９：30～12：00、13：00～16：00が電話受付時間です。

② 八王子法律相談センターの職員が、簡単にお名前やご連絡先、ご事情をおうかがいします。

③ 相談を受ける弁護士がきまったら、その弁護士からあなたに電話などでご連絡しますので、弁護士とお話して相談の日時や場所をきめてください。

④ ③できめた日時・場所で、担当の弁護士に会ってご相談ください。

弁護士 子どもの悩みごと相談

弁護士
橋　詰　　穣

平成24年６月に開始した東京三弁護士会多摩支部の「弁護士子どもの悩みごと相談」ですが、お陰様で多くの方々に利用していただいています。

この間に子ども本人やご家族の方、教員、支援者など様々な立場の方から多くのご相談が寄せられました。ご相談から実際に弁護士が受任をして、解決に向けた交渉や調停・訴訟等の手続きをとったケースもあります。また、平成26年４月からは相談時間を夜７時までに延長し、下校後の放課後に子どもが相談したり、仕事帰りの親も相談しやすくなっています。電話相談の案内用のリーフレットとカードは、弁護士がいじめなどをテーマに小中学校で授業をする際に児童・生徒に配布をしています。今後もより多くの多摩地域の子どもの声を受け止められる体制を整えて参ります。

では、あらためて「弁護士子どもの悩みごと相談」をご紹介いたします。

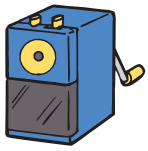

1．弁護士子どもの悩みごと相談とは？

いじめ、虐待、退学、不登校など、子どもに関わる問題について、相談先について悩まれたご経験はないでしょうか。弁護士会多摩支部では、毎週水曜日の午後２時から７時まで弁護士が電話相談（無料）をお受けしています。相談は子ども本人からはもちろん、親・兄弟や周りの大人からも、子どもに関する相談であれば誰でも利用できます。面接相談も行っていますので電話相談の際にご相談ください。面接相談をする場合、初回の面接相談も無料となります。相談の結果、弁護士が事件の依頼を受けて代理人として活動する場合は費用がかかりますが、その場合も弁護士費用を援助する制度（日本弁護士連合会子どもの人権援助制度など）があり、子どもには極力負担がかからないよう工夫がなされています。

「弁護士子どもの悩みごと相談」と他の団体の電話相談との大きな違いは、単に電話で相談を受けるだけでなく、必要な場合、子ども特有の問題に専門的な知見を持つ弁護士が実際に解決に向けた対応を行うことができる点にあります。

弁護士会多摩支部では、多摩地域の子どもに関する法律問題について、子どもに身近な地域で活動する弁護士と地域内の関係各機関と密な連携を図りながら必要に応じた法的サービスを提供できるようにしたいと考えています。これまでも、子どもに関する悩みごとの相談を受けアドバイスや支援をしてきました。

2．どんなことが相談できる？

子どもに関わる相談であれば、どんなことでも構いません。内容によっては他の相談窓口を紹介いたします。電話相談では、相談者が名前を言いたくなければ言わなくても大丈夫です。相談の秘密は守られ、相談者が相談したことを誰かに知られることは

〈次ページに続く〉

〈前ページより続き〉
ありません。電話を切りたくなればいつ電話を切ってもかまいません。弁護士が相談者と一緒に良い解決方法を考えます。

相談事例について具体的にご紹介致します。

◆いじめに関する相談

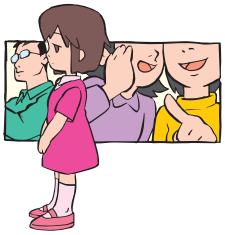

クラスが変わってから同級生から無視されたり悪口を言われたりするようになり、毎日学校に行くのがつらくて「弁護士子どもの悩みごと相談」に電話しました（Aさん・小５女子）。

→相談を受けた弁護士は、Aさんの話を受け止め、Aさんの気持ちを良く聞いた上で、代理人となって学校に申し入れをしました。その結果、学校が、いじめていた子とクラスを分けるなどしてくれたため、いじめが止みました。

※いじめの被害者だけでなく、加害者になってしまった子どもや親などからの相談も受け付けています。

◆虐待に関する相談

両親から「お前なんかいらない」と言われ、殴られました。私だけ食事をさせてもらえなかったり、寒い夜に家の外に出されてふるえていたりしたこともありました（Bさん・小４女子）。

→家庭内での子どもに対する虐待は、近時報道が増加しており社会的関心も高くなっています。Bさんは、勇気を出して「弁護士子どもの悩みごと相談」に電話をしました。電話を受けて話を聞いた弁護士は、Bさんがどうしたいのかをよく聞きました。地域の児童相談所や子ども家庭支援センターなどの関係機関とも連携を取った上で、Bさんの気持ちを両親に伝えたり、Bさんがどうしたいかを児童相談所の職員に代わりに話すなどして、結局Bさんは両親と離れて安全な場所で暮らすことになりました。

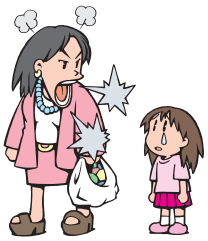

東京三弁護士会多摩支部
弁護士子どもの悩みごと相談
電話 042-548-0120
毎週水曜日　午後2時～7時（祝日・年末年始を除く）

◆インターネット被害の相談

無料だと思って携帯電話のゲームサイトでアイテムを購入したら、親のところに高額の請求がきてしまい、困ってしまいました（C君・中２男子）。

→インターネットやスマートフォン等の普及に伴い新しく出てきた問題です。相談を受けた弁護士が、消費者生活センター等と連携を取りながら、直接請求をしてきた業者と交渉しました。その結果、アイテムの購入契約を取り消す事ができ、代金の支払いをしないですみました。

◆両親の離婚に関する相談

両親の仲が悪く、お母さんが家を出て行ってしまいました。裁判所で離婚の話をしているようですが、今どんなことになっているのか分かりません。もし、両親が離婚したら、僕と妹はこのままお父さんと住むことになるのでしょうか。お母さんとはもう会うことはできないのでしょうか（D君・中１男子）。

→電話相談を受けた弁護士は、D君の気持ちを聞き、裁判所で今行われている手続について説明をしました。D君のお父さんやお母さん、裁判所にD君の気持ちや悩みを伝える方法を一緒に考えていこうということになり、電話相談だけでなく、続けて面接相談をする約束をして、日にちと場所を決めました。

◆退学に関する相談

友達とけんかしたことが原因で、高校の先生から退学届を出すよう迫られています。僕は、学校を辞めたくありません（E君・高１男子）。

→E君は退学届を出す前に「弁護士子どもの悩みごと相談」に電話をしました。相談を受けた弁護士が、E君を代理して何度も学校と話し合いを重ね、E君は結局退学せずに済みました。

この他にも子どもが抱える様々な相談を毎週お受けしています。弁護士と一緒に良い解決方法を考えましょう。ぜひこの電話相談をご活用下さい。

近時の消費者関連法の改正

弁護士
島　弘　毅

1　消費者法律相談の変更

多摩支部消費者相談は、これまで立川法律相談センターにて週１回、土曜日の午後に実施していましたが、平成28年４月より相談者の住所に近い弁護士事務所で相談を実施する方法に変更しました。

この変更は、①迅速に対応する必要性がある消費者被害事例の相談への対応を可能にすること、②高齢者の消費者被害が目立ち、立川まで足を運ぶことが出来ない等相談者のアクセスの改善を目的としたものです。

2　近時の消費者関連法の改正

(1)　消費者契約法

消費者契約法は、消費者と事業者の間で結ばれたすべての契約を対象として、事業者の「不当な勧誘」や「不当な条項」により被害を受けた消費者を救済する手段として、平成13年（2001年）に施行されました。

国民生活センターのまとめた資料によると、「不当な勧誘」の手口としては、「虚偽説明」、「説明不足」、「販売目的隠匿」等が多くみられ、「不当な条項」としては、「解約料」、「遅延金」、「保証金」等での相談が多く寄せられています。

消費者契約法は、施行後、実体法の改正のないまま経過しましたが、以下のように平成28年５月25日に改正法が成立し、公布日から起算して１年を経過した日に施行される予定です。

①「契約の取消し」に関する改正

ア　過量販売契約の取消権（改正法４条４項）

これまで高齢者の判断能力の低下等につけ込んで大量に商品を購入させる被害事案については、特定商取引法の「過量販売」契約の解除制度（第９条の２）が被害救済に利用されていましたが、同解除権は訪問販売にのみしか適用されず、電話勧誘販売には適用されませんでした。しかし、電話勧誘販売も訪問販売同様、次々と電話を架けて勧誘する押し売り行為のトラブルが多発し、被害救済の必要性が高いことから改正されました。

イ　重要事項の範囲の拡大（改正法4条5項3号）

現行法では、不実告知による取消をするためには、「契約の目的物」に関する事項、すなわち、業者が商品の内容・品質・価格・支払方法などについて事実と違う説明をした場合でなければ取り消すことができませんでした。

改正法では、重要事項について「物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものが当該消費者の生命、身体、財産その他の重要な利益についての損害又は危険を回避するために通常必要であると判断される事情」が追加されることとなりました。

この点、「…損害又は危険を回避するために通常必要であると判断される事情」の範囲について、消費者庁の担当課長の説明では、たとえば業者が「黒電話が使えなくなるので新しい電話機に替えて下さい」と説明してきた事案においても、また、消火器の設置義務がないにもかかわらず、業者が「消火器を設置する義務が法律上決まったので急いで購入して下さい」と説明してきた事案においても、「いずれも該当する」との意見を述べており（平成28年３月23日消費者委員会本会議議事録８ｐ消費者制度課長発言）、広く取消の対象となりました。

ウ　取消権の行使期間の伸長（改正法７条）

改正法前までは、取消権の行使期間は、「追認をすることが出来るときから６か月間」でしたが、「１年間」に伸びました。特に高齢者被害においては高齢者がなかなか相談に行かないという事情を踏まえての改正です。

エ　取消権の効果（改正法６条の２）

取消の効果について善意の場合には現存利益に限られるという制限が設けられました。

②「契約条項の無効」に関する改正

「欠陥商品であっても残金を支払い続ける」「いかなる場合でも解除できません」といった契約条項については、改正法前規定では「消費者の利益を一方的に害する条項」か否かで判断されましたが、無効となる場合における適用範囲が必ずしも明確でないという問題から、「事業者の債務不履行等の場合でも消費者の解除権を放棄させる条項」を無効とすることが明確になりました（改正法８条の２）。

(2)　特定商取引法

消費者契約法同様に平成28年５月25日に改正

〈次ページに続く〉

〈前ページより続き〉

法が成立しました。施行期日は公布日から１年６か月以内を予定しています。

①悪質業者への対応

特商法違反により業務停止命令を受けたにもかかわらず、次々と法人を立ち上げて違法行為を行う事業者に対し、停止の範囲内の業務を新たに法人を設立して継続すること等を禁止しました。この対象者は、役員のみならず、従業員、黒幕的第三者も含みます。

②過量販売への対応

電話勧誘販売における過量販売規制が導入されました。消費者が日常生活において通常必要とされる分量を著しく超える商品の売買契約等について、申込の撤回又は解除が可能となりました（改正法22条１項４号、24条の２第１項）。

③訪問販売、通信販売、電話勧誘販売における規制対象の拡大

平成20年改正により政令指定商品・政令指定役務制度が廃止されましたが、さらに「後追い規制」にならないよう、本改正では「商品」「役務」「権利」概念を整理し、「役務」の概念を広げ、被害救済の対象とされました（改正法２条）。

たとえば、事業者は「採掘権」「外国通貨購入権」等次々と新しい「権利」を考え出して投資被害を生み出してきましたが、「ほとんどのものは、投資をして、それに対するリターン、配当を受けるという役務を提供する契約」というように捉えるとし（平成28年３月23日消費者委員会本会議議事録９ｐ消費者庁取引対策課長発言）、特商法による救済対象となりました。

④取消権行使期間の延長

現行の６か月から１年と伸長されました（改正法24条の２第２項）。

（なお、字数制限のため、本書での消費者関連法の改正は抜粋です。）

（参考文献）
・「消費者契約法に関連する消費生活相談の概要と主な裁判例」国民生活センター　平成25年11月21日報道発表資料
・「消費者委員会本会議（第215回）議事録」内閣府消費者委員会事務局
・「消費者法情報」小笠原奈菜、現代消費者法№31　105頁
・消費者庁ホームページ掲載の改正法関連資料

DV相談のご案内／女性の法律トラブル110番のご紹介／セクシャルマイノリティ相談について

弁護士
杉　野　公　彦

第1　DVとは何か

ＤＶ（ドメスティック・バイオレンス）とは、「親密な関係における一方パートナーから他方パートナーに対する暴力」のことです。

ここでいう「親密な関係」には、現在または過去、同居中または別居中を問わず、配偶者（夫ないし妻）、婚約者、恋人その他の全ての性的関係があるパートナー関係が含まれます。

そして、「暴力」には、物理的な暴力のほか、性的な暴力、経済的な暴力、精神的な暴力などの様々な暴力が含まれ、さらに、これらが複合的になされているケースも少なくありません。

特に、精神的な暴力には、被害者を罵倒したり侮辱するなどという暴言のほか、被害者の話を無視する、物を壊したり物を投げつけるふりをする、パートナーが誰と会ったりどこに行ったりするのかを監視する、パートナーの行動を制限するなどといった行為も幅広く含まれます。

このように、ＤＶとは、被害者が受ける恐怖心や精神的委縮を利用した加害者側からの支配であり、加害者が被害者を支配するためのあらゆる手段を指します。パートナー同士の関係が、互いに尊重し合う対等な関係ではなく、一方が他方を肉体的や精神的に支配しているような関係である場合には、それはＤＶであると考えられます。

ＤＶを受けている被害者の中には、加害者から暴力を受け続けるうちにうつ状態となり、自分がＤＶ被害者であることに気づいていないケースも多く見

られます。そのような場合は、周りの方がＤＶに気づいてあげることも大切です。

第2 多摩地区法律相談センターDV相談のご案内

1　ＤＶ初回相談は無料です。

東京三弁護士会多摩地区法律相談センターでは、平成17年から、ドメスティック・バイオレンス法律相談（ＤＶ相談）を実施しており、ＤＶにお悩みの方の支援に当たっています。このＤＶ相談は、ＤＶ被害者の相談において二次被害を生じさせないようにするために、ＤＶ研修を受けた弁護士を専門相談員として配置している、ＤＶ被害者のための相談窓口です。

ＤＶからの支援を必要とされる方にとってより利用しやすい相談窓口とするため、平成25年10月1日より、ＤＶ相談の初回相談を無料としております（なお、相談者の方が、法テラス利用の資力要件を満たさない場合は、２回目以降の相談は、従来通り30分5000円（消費税抜）の有料相談になります。）。

2　ＤＶに対する諸対策

ＤＶ被害者の方に最も必要なのは、生命・身体の安全です。相談担当弁護士は、相談内容を踏まえた上で、必要があれば、自治体や警察と連携して、シェルターなどを利用してＤＶ被害者の身体の安全を確保しながら、加害者との離婚手続の実施やＤＶ被害者の経済的自立の援助を図ります。

また、昨今のＤＶ被害の実情を踏まえ、ＤＶに対する法の整備も進んでいます。

平成13年にはＤＶ防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律）が制定されました。これにより、被害者が配偶者から身体に対する暴力や生命等に対する脅迫を受けた場合で、配偶者からの暴力によりその生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときには、裁判所は、配偶者に対して、被害者の身辺につきまとったり被害者の住居や勤務先など被害者が通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないという６か月間の接近禁止命令や、被害者との住居から退去しなければならないという２か月間の退去命令を発することになりました。また、裁判所は、電話やファックス、電子メール等の禁止命令や、被害者の未成年の子への接近禁止命令、被害者の親族等への接近禁止命令を発することもできます（これらの命令を「保護命令」といいます。）。

また、近年、特定の人をしつこく付け回したり、無言電話を何回も繰り返すなどのいわゆるストーカー事案に関する警察への相談件数が急増していることから、ストーカー行為そのものを規制するため、平成12年にストーカー規制法が制定されました。これにより、つきまとい等のストーカー行為がある場合には、警察は、ストーカー行為者に対し警告や禁止命令を発することができます。

相談担当弁護士は、これらの被害に遭っているＤＶ被害者の方に対しては、上記命令等が発令されるよう活動し、ＤＶ被害の拡大を防止いたします。

3　今後も相談者の方のために

東京三弁護士会多摩支部では、ＤＶ相談件数の増加に伴い、より質の高い相談を目指して、相談担当弁護士に対する研修に力を入れております。

今後も、ＤＶに関するお悩みは、お気軽に東京三弁護士会多摩地区法律相談センター・ＤＶ相談をご利用ください。

第3 女性の法律トラブル110番を実施します

常設のＤＶ相談窓口とは別に、東京三弁護士会多摩支部では、毎年１回、両性の平等に関する委員会が、女性の法律トラブル110番という電話相談を実施しています。この電話相談は、両性の平等に関する委員会所属の弁護士と、女性相談員が共同で電話で相談内容を聴取し、それぞれの立場で、相談者にお答えするものです。弁護士のみまたは、女性相談員のみが対応する場合にくらべ、法律知識の点を提供できる点でも、相談者に対する細やかな心遣いのあるアドバイスを提供できる点でも優れているものであり、ご好評を得ております。今年は11月19日（土）に実施ですので、こちらもご利用ください。

第4 セクシュアルマイノリティ相談の実施に向けて

東京三弁護士会多摩支部では、今後、性的マイノリティの方々が抱える法的問題に真摯に対応できるよう、セクシュアルマイノリティ相談の実現を目指して検討しております。相談開始の際は、こちらのニュースでもご報告いたしますので、ご利用をお待ちしております。

以上

法律相談センターのご案内

法律相談の電話予約受付時間（祭日を除く）

- 八王子・立川法律相談センター／月～土曜日：午前9時30分～午後4時30分
- 町田法律相談センター　水・金・土曜日：午後1時～6時　火・木曜日：午後3時～8時

インターネットからも法律相談の予約を受け付けております。東京三弁護士会多摩支部 検索

立川法律相談センター

〒190-0012
東京都立川市曙町2-37-7 コアシティ立川12階
042-548-7790

法律相談日 ※祭日を除く

月曜～土曜日 午前10時～12時 / 午後1時～3時30分

専門相談有り、詳しくはお問い合わせ下さい。

労働問題相談

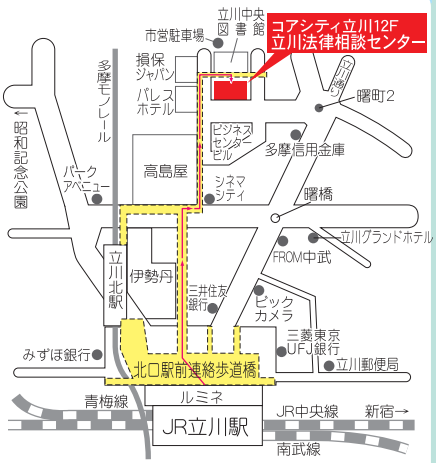

※JR立川駅北口から徒歩7分
※多摩モノレール立川北駅から徒歩5分
※駐車場がありませんので車でのお越しはご遠慮下さい。

八王子法律相談センター

〒192-0046
東京都八王子市明神町4－1－11
042-645-4540

法律相談日 ※祭日を除く

月・火・木・土曜日：午前10時～12時
月曜～土曜日：午後1時～3時30分

夜間相談：水曜と金曜日の午後4時30分～7時

※京王八王子駅西口から徒歩3分
※JR八王子駅北口から徒歩7分
※駐車場がありませんので車でのお越しはご遠慮下さい。

町田法律相談センター

〒194-0022
東京都町田市森野1－13－3 竹内ビル6階
042-732-3904

法律相談日 ※祭日を除く

水・金・土曜日：午後1時～6時
火・木曜日：午後3時～8時

夜間相談：火曜と木曜日の午後8時まで

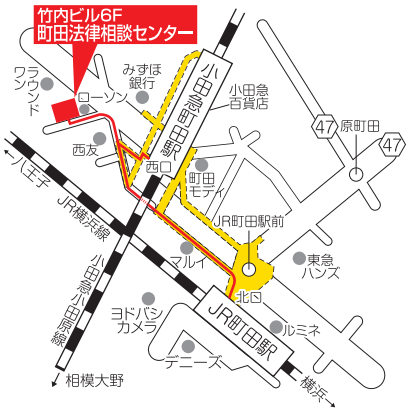

※JR町田駅北口から徒歩4分
※小田急線町田駅西口から徒歩2分
※駐車場がありませんので車でのお越しはご遠慮下さい。

弁護士会町田法律相談センターで、法テラスの法律相談が受けられます。

※収入が一定額以下の方は、法テラスの無料相談をご利用頂ける場合があります。ご予約の際、ご希望の時間帯が無料相談に対応しているか、あらかじめご確認ください。

予約電話番号 042-851-8172

■法律相談料金

30分以内 **5,000円**（税別）
※延長15分につき2,500円（税別）

■クレジット・サラ金法律相談は 無料

★高い利子で払い過ぎていませんか？お気軽にご相談下さい。

■電話ガイド

1件10分程度で一般的な問題について無料でご案内します。
月曜日～金曜日（祭日を除く）午前10時～12時・午後1時～3時
TEL 042-548-7175

一般相談

■相続・遺言　■離婚問題　■土地建物の借地・借家　■刑事事件など

専門相談

■労働問題相談 初回面接無料

〈労働者側〉毎週土曜日（祭日を除く）午前10時～12時
〈使用者側〉毎週木曜日（祭日を除く）午後1時～3時30分
TEL 042-548-7790（立川法律相談センター）

■生活保護法律相談

受付：月曜日～金曜日（祭日を除く）
午前9:30～12:00、午後1:00～4:00
TEL 042-642-5000
※同じ問題について、3回までは無料で相談を受けられます。

■弁護士子どもの悩みごと相談（初回は電話相談です。）

受付：毎週水曜日（祭日を除く）午後2:00～7:00
TEL 042-548-0120
※電話相談のあと、必要に応じて無料で面接相談を行います。

■高齢者・障害者専門法律相談

■ドメスティック・バイオレンス（DV）法律相談 初回面接無料

■消費者問題相談

東京三弁護士会多摩支部まで、まずはお問い合わせ下さい。
受付：月曜日～金曜日（祭日を除く）
午前9:30～12:00、午後1:00～4:30
TEL 042-548-1190

■犯罪被害者支援相談（初回は電話相談です。）

受付：毎週火曜日（祭日を除く）午後1:00～4:00
TEL 042-548-3870
※電話相談のあと、必要に応じて無料（原則、法テラスの援助を利用）で面接相談を行います。